

## 【裁判例紹介】

### 持病のある子と高齢の母の介護を理由として転勤を拒否した従業員に対する懲戒解雇の有効性が認められた例

- NEC ソリューションイノベータ事件  
(大阪地判令和3年11月29日、労働判例1277号55頁)

菰口 高志

Takashi Komoguchi

金原 佑征

Yusei Kanehara



Profile



Profile

**【Point】**・持病のある子と高齢の母の介護を理由として転勤を拒否した従業員に対し懲戒解雇を行ったところ、懲戒解雇の有効性が認められた事例  
・病気を持つ家族や介護を要する家族と同居する労働者に対しては、その詳細を確認して転勤命令の必要性・相当性を慎重に判断すべきであるが、その過程で従業員が自ら説明の機会を放棄したといえる場合には、得られた限りの情報に基づいて転勤の当否を判断することも認められ得る

#### 【事案の概要】

Y(被告会社)は、事業場の閉鎖に伴い、従業員であるX(原告)に対して、閉鎖予定の関西・西日本オフィス(大阪市)から玉川事業場(神奈川県川崎市)への転勤を命じた(「本件配転命令」ところ、Xがこれを拒否したため、懲戒解雇処分を行いました。これに対し、Xは、転勤に応じなかったのは長男(当時小学生)の持病(自家中毒)と高齢の母の介護が理由であって、本件配転命令及び懲戒解雇は無効であると主張し、労働契約上の地位確認等を求めて提訴しました。

本件では、特に、本件配転命令の有効性が争点となりました。

#### 【判断の概要】

本判決は、配転命令の有効性に関する判断枠組みとして、東亜ペイント事件(最二小判昭和61年7月14日労働判477号6頁)を参照し、「配転命令につき業務上の必要性が存しない場合又は業務上の必要性が存する場合であっても、当該配転命令がほかの不当な動機・目的をもってなされたものであるとき若しくは労働者に対し通常甘受すべき程度を著しく超える不利益を負わせるものであるとき等、特段の事情の存する場合でない限りは、当該配転命令は権利の濫用になるものではない」と述べた上で、本件配転命令の業務上の必要性、不当な動機・目的の有無、通常甘受すべき程度を著しく超える不利益の有無を検討しています。

本件配転命令の業務上の必要性について、裁判所は、Yの置かれた厳しい経営環境にも言及した上で、拠点の集約に際し、「閉鎖する事業場である関西・西日本オフィスに勤務していた従業員を、玉川事業場に配転すると

いうことは、業務の効率化や、閉鎖される事業場に勤務していた従業員の雇用の維持という観点からみても、合理的な方策である」などと述べ、「本件配転命令について、業務上の必要性があった」と判示しています。

また、不当な動機・目的の有無については、本件配転命令がXを退職に追い込むことを意図して行われたという事実は認められず、上記のとおり、本件配転命令には業務上の必要性が認められることも併せ考慮すれば、「本件配転命令が、不当な動機・目的によってなされたものと認めることはできない」と判断されています。

そして、本判決で注目すべきは、「通常甘受すべき程度を著しく超える不利益」の有無に関する判断です。本件では、Xが本件配転命令に先立って求められた面談に応じなくなったため、Yは、Xが転勤できないとする具体的な事情を聴取できませんでした。他方で、Xは、本件訴訟になって長男及び母に関する医師の意見書・診断書等を証拠として提出しています。このような経緯を前提に、裁判所は、Yが「本件配転命令以前に、Xが本件訴訟において提出しているような医師の意見書や診断書等の内容を認識していないのは」、YがXに対し「玉川事業場への配転に応じることができない理由を聴取する機会を設けようとしたにもかかわらず」、Xが「自ら説明の機会を放棄したことによるもの」であるから、Yが「本件配転命令を発出した時点において認識していた事情を基に、本件配転命令の有効性を判断することが相当」であると判示しました。その上で、本判決では、①母は高齢ではあるものの、Xの主張を前提としても、介護認定を受けて介護を要するような状態にあるものではないし、持病等につ

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。

本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。

法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

いても、加齢による一般的なものを超えるものではなく、また、②長男の持病（自家中毒）についても、現住所地から通院できる医療機関においてのみ受けることのできる特別な治療を受けなければ長男の生命等に重大な結果が生じかねないような特段の事情はないことから、「本件配転命令につき、通常甘受すべき程度を著しく超える不利益がある」ということはできない」と判断されています。なお、裁判所は、X が本件訴訟において提出した各資料を踏まえても、通常甘受すべき程度を著しく超える不利益があるとはいえず、「本件配転命令が権利の濫用となることを基礎づける特段の事情があるとはいえない」とも付言しています。

## 【検討・コメント】

病気を持つ家族や介護を要する家族と同居する労働者に転勤を命じてよいかが問題となる事案では、本件と同様、「労働者に対し通常甘受すべき程度を著しく超える不利益を負わせるもの」か否かが主たる検討事項となります。この点、これまでの裁判例においても、病気を持つ家族や介護を要する家族と同居しているとの一事をもって直ちに、転勤により「通常甘受すべき程度を著しく超える不利益」があるとは判断されておらず、本判決もそのような裁判例の方向性に一例を加えるものと位置づけられます。ただし、近年では、育児介護休業法 26 条が転勤について「子の養育又は家族の介護の状況に配慮しなければならない」と規定する趣旨に言及し、転勤を拒む従業員に対しても真摯な対応が求められるとした上で、病気の子の育児への不利益を通常甘受すべき程度を著しく超える不利益であると認定する裁判例（東京地決平成 14 年 12 月 27 日労判 861 号 69 頁・明治図書出版事件）や、労働者が転勤により受ける介護への不利益を通常甘受すべき程度を著しく超える不利益であると認定する裁判例（大阪高判平成 18 年 4 月 14 日労判 915 頁 60 号・ネスレ日本事件）も散見されるところです。これらに照らせば、労働者に転勤を命じようとしたところ、同居家族の病気や介護のため難しいなどと訴えがあった場合には、面談の場を設けるなど、本人の意向と家族の状況を丁寧に確認する手続を経て、転勤命令の当否を慎重に検討することが実務的に重要であると考え

られます。また、そうした検討を踏まえ、転勤命令がなお妥当であると判断する場合であっても、丁寧に説明・説得を行うことを基本とすべきと考えます。

本判決では、使用者が労働者に対し、転勤に応じることができない理由を聴取する機会を設けようとしたにもかかわらず、労働者が自ら説明の機会を放棄したと評価される場合には、「労働者に対し通常甘受すべき程度を著しく超える不利益を負わせるもの」か否かは、使用者が配転命令を発出した時点で認識していた事情を基に判断すべきと判示されている点が特徴的です。転勤の検討に当たっては、上記のとおり、生活上の不利益の訴えに耳を傾けて具体的に検討・配慮する手続が重要であるところ、本件は、Y が X に対して複数回の面談の申出やメールでのやりとりを通して粘り強く対話を試みたにもかかわらず、X 側が「暴言ないし社会人としての礼節を欠いた不適切な表現を用い」るなどして対話を拒絶していたのであり、言わば使用者側が転勤に先立って「やるべき手続」を尽くした事案であったといえます。裁判所としても、手続を尽くした以上、使用者としてはその中で得られた限りの情報に基づいて転勤の当否を判断してよい、という価値判断を示したものと考えられます。このような判断は、本件固有の事情に即した事例判断ではありますが、使用者として採るべき手続の内容や、それを尽くせば裁判所においてどのように評価されるかという点で、実務上の示唆に富むものであると考え、ご紹介する次第です。

以上

## 記事一覧に戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。

本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。

法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。